

# 浄化槽設置の申請はお早めに

## ● 申請期限は12月末

町では、これまでの浄化槽補助制度を活用し、合併浄化槽を推進した結果、令和元年度末で汚水処理人口普及率が94.3%となり、県の目標を達成しました。

町管理型浄化槽は令和元年度から個人譲渡を開始し、今年度末までに譲渡完了する予定です。

令和4年度からは個人管理型に完全移行することから、現在の有利な補助制度は今年度が最終年度です。

今後、県内の多くの自治体が採用している国の基準と同程度の補助額となり、個人負担額は増加する予定です。

浄化槽の設置・改修などを検討されているか  
または早めに申し込みください。

申請期限は12月末です。不明な点は問い合わせください。

※単独処理浄化槽撤去は別途90,000円の補助があります。

## 現行の浄化槽補助金限度額と個人負担額

令和4年 3月まで	人槽	補助上限額	個人負担額
	5人槽	811,000	85,000
	7人槽	973,000	100,000
	10人槽	1,262,000	125,000

(単位:円)

### 問い合わせ先

役場水道課下水道係  
☎(88)5664[直通]

# 軽自動車税の減免が継続されます

## ● 軽自動車税(種別割)

町では、身体障がい者などのために使用される軽自動車などについて、軽自動車税(種別割)の減免を行っています。令和2年度に減免を受けたかたは、その内容に変更がない場合、減免が継続されますので、申請の必要はありません。

運転免許証の返納や運転者名の変更、車の買い替えなど申請内容に変更がある場合は再申請が必要です。

新規に申請をされるかた、または申請内容に変更があるかたは、次のとおり申請をお願いします。

### 問い合わせ先

役場税務課軽自動車税係  
☎(86)1172[直通]

## 普通自動車税との減免の併用はできません

### ● 減免の対象となる軽自動車など

- ① 身体障がい者や精神障がい者のかたが所有する軽自動車など
- ② 18歳未満の身体障がい者や精神障がい者のかたと生計を一つにするかたが所有する軽自動車など

### ● 必要書類

- ① 軽自動車税納付書または口座振替用納税通知書(新規申請のかた)
- ② 障害者手帳
- ③ マイナンバーカード(または通知カード)
- ④ 印鑑
- ⑤ 運転免許証
- ⑥ 車検証(車検のない原付・小型特殊自動車を除く)

### ● 減免の申請期限

5月31日(月)

※所有者の名義が自動車会社などの場合は例外があります。

